Keidanren
Policy & Action

知的財産の侵害抑止に関する意見

2026年11月13日

一般社団法人 日本経済団体連合会

1．はじめに

- **「投資牽引型経済」への転換・「科学技術立国」の実現**に向けて、企業が研究開発投資を果敢に行い、その成果が社会実装や新たな産業・市場の創出につながる好循環を構築することが不可欠。
- その基盤として、知的財産の適切な保護と活用を通じたイノベーションの促進、また経済安全保障の観点からも、**知財侵害の実効的な抑止を図ることは重要**。

【特許】

特許法の改正により、**賠償額の増加や侵害立証の容易化**に向け、損害額算定の見直し、インカメラ手続きの拡充、査証制度の創設等を実施。他方、**懲罰的賠償制度や利益吐出し型賠償制度の導入については慎重な整理**がなされてきた。

【営業秘密】

不正競争防止法の累次の改正を通じて、刑事罰の引上げ・海外重罰の導入、損害賠償算定規定の拡充等、**刑事・民事双方で対策を強化**。他方、日本の優れた技術・研究成果が**国外に不正流出する事案が複数発生**。

「知的財産推進計画2026」（2026年6月）

- 損害の回復と**侵害者利益の剥奪を確実にする民事救済措置の在り方**を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講じる。
- 不正競争防止法における営業秘密に係る規律について、**被害者の救済及び国外への漏洩防止の観点から適切な制度の在り方**を検討する。

対処が必要な具体的な課題を特定した上で、新たな制度導入に伴う効果だけでなく、**副作用も充分に考慮のうえ、慎重な議論が必要**。

2. 特許侵害（１）「悪質な」侵害ケースの特定

外国企業による侵害事案も含め、追加的措置を講ずべき
「悪質な」侵害ケースを特定すべき

- 「特許権侵害を知りながら」との文言で「悪質な」侵害とするのであれば、射程が不明確であり、企業の知財活動に極めて大きな支障を生じうる。
- **「悪質な」侵害ケースの明確化を図るべき**。さらに、被疑侵害者が「知りながら」侵害したことの**反証に過度な負担を負わないよう**充分な配慮が必要。

侵害の確定判決後も、同一の態様で実施を継続した場合等に限定すべき

以下のような場合は、
結果的に訴訟で侵害が確定したとしても**「悪質な」侵害から除外されるべき**

- 無効や非侵害の判断に合理的な理由があった場合
- 特許の存在または侵害を合理的に認識できなかった場合
- 実施権、その他の権原があると合理的に判断していた場合
- 侵害の可能性を認識した後、誠実に対応していた場合
- 顧客や提供者等の第三者の行為や取引関係に基づく場合
- 公共の利益のため、緊急に実施をする必要があった場合　等

2．特許侵害（２）侵害者利益の返還について

①法的合理性の慎重な検討

- 現在、侵害者利益を損害額と「推定」し、①市場の非同一性、②競合品の存在、③侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告）、④侵害品の性能、⑤特許発明の部分実施といった事情を考慮して**推定を「覆滅」して損害額を認定**。
- すなわち、**覆滅された部分は特許侵害による損害の対象外**。
- **覆滅部分を特許権者に返還するとの議論自体**、民法の損害賠償制度を根拠とする現行法との整合性について、**その法的合理性を慎重に検討する必要**。

②覆滅ルールの一部見直し

- 「悪質な」侵害において、利益を特許権者に返還すべきとする場合でも、損害賠償制度の基本原則「不法行為と相当因果関係のある損害」の範囲内が前提。
- **特許権者に生じた損害をより適正に填補する観点から、損害賠償制度の原則に充分留意しつつ、現行の「覆滅ルールを一部見直す」ことは検討の余地がある**。

③利益請求権　（※2026年10月14日の第59回特許制度小委員会で提示された新たな権利概念）

- 抑止すべき「悪質な」侵害ケースも特定されていない中で、**新たな請求権を提示すること自体が不適当**。**特許以外にも波及しかねず拙速な検討は厳に慎むべき**。
- 検討を進めるとしても、返還対象は**当該発明が寄与した利益に限定**。
 また、**パテント・トロールによる権利濫用防止策**も併せて検討が必要。

2. 特許侵害（３）制度導入に伴う副作用

①パテント・トロールの誘因

- 利益剥奪を目的に、侵害を誘発・放置するインセンティブを特許権者に与え、**パテント・トロールによる権利行使を助長するおそれが大きい**。
- 「利益請求権」のような新たな制度が導入されれば、これを契機として、海外のパテント・トロールが日本をターゲットに設定し、**日本企業が狙われるリスクが急激に高まることが懸念**される。日本企業の競争力が失われ、経済安全保障上も大きな問題となるおそれ。
- 知財体制が充分に整っていない**中小企業やスタートアップ**が、パテント・トロールのターゲットとされるおそれが大きい。

②事業活動やイノベーションの萎縮

- 特許侵害訴訟は、抵触の有無や特許の有効性などの判断において、技術的・法的に高度な専門性を要する。侵害が客観的に明らかな事案は限定的であって、**一般的に予見可能性が低い**。
- 追加的措置の導入によって、利益剥奪という過大なリスクが生じ、研究開発や技術利用において**従来以上に慎重な調査や判断が求められる**。その結果、**知財活動に係るコストが増大し**、さらには、**事業活動やイノベーションの萎縮につながることも懸念**。

2. 特許侵害（４）中小企業・SUへのキャパビル

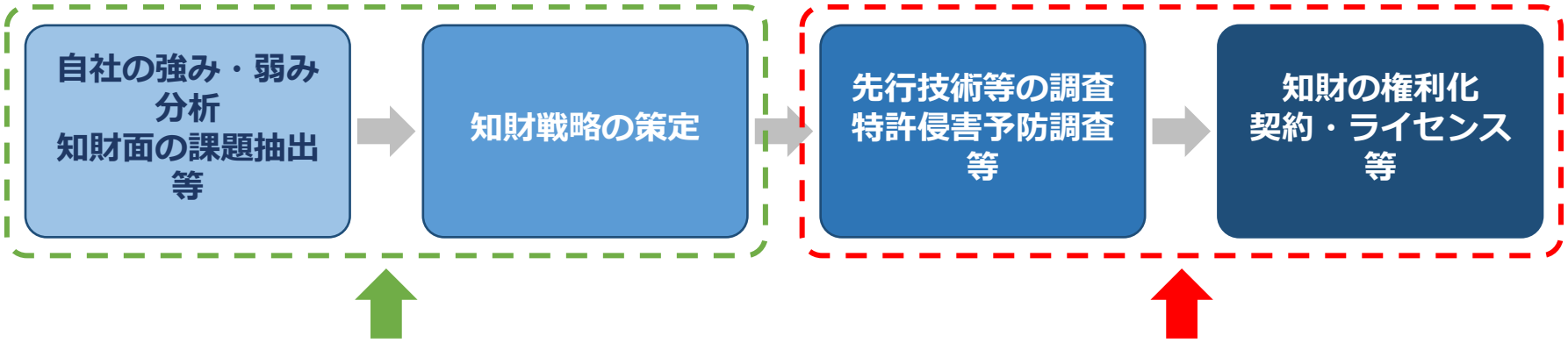
【現状の課題】

- 日本弁理士会では、中小企業・スタートアップに対して、**無償で知財経営支援を実施**。
 （その他、INPIT（工業所有権情報・研修館）による「INPIT知財総合支援窓口」や、
 中小企業庁による「よろず支援拠点」が中小企業等への知財経営支援を展開）
- しかし、知財戦略の「策定」には至っても、**その後の「実装」に必要な費用負担が課題**。

【提案】

- 知財戦略の策定支援を受けた中小企業・スタートアップを対象に、
 政府が、知財戦略を「実装」へと移すために必要な経済的支援を行うことが有効。
- その際、無償とするのではなく、**申請に基づく補助金交付の形式**とすることで、
 中小企業等における知財の重要性に対する意識変容にもつながることが期待される。

知財戦略の策定・実装フロー



3．営業秘密侵害

（1）刑事罰による抑止の強化

- 秘匿性そのものが価値の源泉であり、一度漏洩すると被害の回復が困難（不可逆性）。個別企業の被害にとどまらず、わが国の技術的優位性・経済安全保障にも影響し、**抑止の必要性は極めて高い**。
- 特許と異なり、刑事事件が多く存在。これまでも刑事罰は強化されてきたが、**実際の量刑は抑制的な水準**となっており、**抑止効果が充分に機能していない**。
- **刑事罰の適用の厳正化**による抑止強化を検討すべき。外国政府等への情報収集協力義務者が窃取に加担した場合は、悪質性が高く厳罰化も一案。

（2）民事上の救済のあり方

【損害賠償】

- **追加的措置が必要な事案を具体的に特定**した上で、損害賠償制度の原則に充分留意しつつ、損害額推定（不競法第５条第２項）の覆滅ルールを一部見直す余地あり。

【使用の推定規定（不競法第５条の２）】

- 現行制度の課題を丁寧に議論した上で、**使用の推定規定が適用され易くなるような検討**を進めることが必要

4. おわりに

- 知財侵害の抑止は重要である一方、追加的措置のあり方によっては、企業の事業活動やイノベーションなどに、広範な影響を及ぼし得る。
- **どのような事案に対して追加的措置が必要であるか**、熟議を尽くすとともに、**措置による効果と「副作用」を充分に踏まえる必要**がある。
- 政府は「知財・無形資産経営」を推進。知財の創出・活用に努める**企業の活動を萎縮させたり阻害したりすることがあってはならない**。
- **法目的である「産業の発達」（特許法第１条）と「国民経済の健全な発展」（不競法第１条）に真に資するかという視点を堅持**し、慎重に制度設計の検討を行うことを求める。